

資料 4 - 2

取扱注意

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

優先交渉権者選定基準 (素案)

令和 2 年 ● 月 ● 日

(令和 2 年 1 月 15 日版)

宮城県

【目次】

第 1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ	1
第 2. 優先交渉権者選定の方法	1
2.1 選定方法の概要	1
2.2 優先交渉権者選定の体制	1
第 3. 審査の進め方	2
第 4. 第一次審査	3
第 5. 第二次審査	4
5.1 提案審査	4
5.2 審査基準	4
5.2.1 得点化の方法	4
5.2.2 下水道事業に係る改築費用の得点の計算方法	5
5.2.3 運営権者収受額の得点の計算方法	5
5.2.4 調査基準額を下回った場合における調査の実施	5
第 6. 優先交渉権者等の選定	6

第1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）優先交渉権者選定基準」（以下「本基準」という。）は、県が、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）（以下「本事業等」という。）を実施する民間事業者を競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者として選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項に定めるところによる。

第2. 優先交渉権者選定の方法

2.1 選定方法の概要

本事業等では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合があることから、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

本基準は、応募者が、募集要項に定める応募者の参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）や要求水準を満たすことを前提として、各提案項目に対する評価基準等を定めたものである。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足を確認する「第一次審査」と、第二次審査参加者との競争的対話を踏まえ、具体的な事業方針等について審査及び評価等を行い、優先交渉権者を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

提案書類では、事業者名は、正本のみに記載し、それ以外では、応募者の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。応募者以外の協力企業等の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）も同様とする。また、委員会に対しては、応募者の名称は通知しない。

2.2 優先交渉権者選定の体制

県は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするとともに、PFI法第11条第1項に規定する客観的な評価を行うために、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会の委員の具体的な名称は募集要項に記載のとおりである。

県は、委員会における審査及び評価等を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3. 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

なお、各審査の結果については、応募者へ個別に通知するほか、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果及びその講評を県のホームページにおいて公表する。

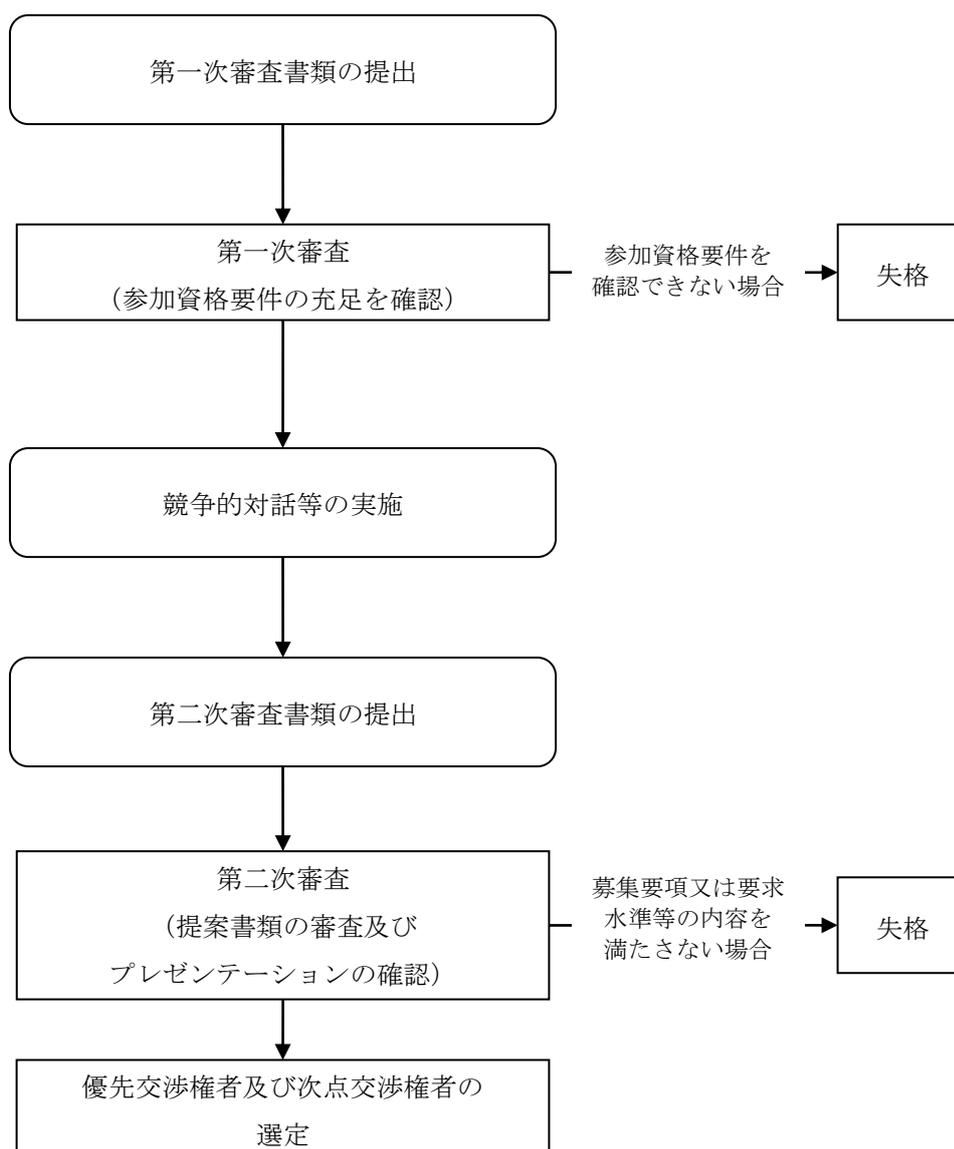


図 1 審査の進め方

第4. 第一次審査

県は、応募者から提出される第一次審査書類について、参加資格要件を充足しているかどうかの確認を行い、参加資格要件が確認できない場合は失格とする。第一次審査は形式的な審査であることから、県が確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。なお、第一次審査書類には、確認事項を証明するために必要な添付資料も含むものとする。

表 1 第一次審査の確認事項

確認事項	必要書類
応募者の構成	【様式●●】参加表明書 【様式●●】応募者の名称等 【様式●●】予定議決権株式割合 【添付資料】会社概要、登記簿謄本等
応募企業又はコンソーシアム構成員に共通の参加資格	【様式●●】参加資格確認申請書
応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	【様式●●】実績を証する書類 【添付資料】契約書の写し等実績について確認できる資料
応募企業又は代表企業に求められる要件	【様式●●】資本金を証する書類 【添付資料】直近の決算報告書や四半期報告書等、資本金が確認できる資料

第5. 第二次審査

第二次審査では、参加資格があるとされた者（以下「第二次審査参加者」という。）の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。第二次審査の手順及び方法は以下のとおりである。

5.1 提案審査

県との競争的対話を経た上で第二次審査参加者が提案する本事業に関する具体的な事業方針等が適切なものとなっているか、また、それらが実現可能性の高いものとなっているかについて審査を行う。

委員会では、第二次審査書類に含まれる提案審査書類及び委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）についての協議及び別紙1に基づく評価を行う。

5.2 審査基準

5.2.1 得点化の方法

得点化の方法及び評価基準は、表2及び別紙1に記載のとおりである。

委員が審査を行うに当たっては、提案項目ごとに評価基準に挙げた事項を考慮し、その提案の評価に応じた得点を与える。評価基準は「標準未満」、「標準」、「良」、「優」とし、「標準」を満たし、かつ「良」の評価基準を満たした場合は「良」を、「標準」、「良」及び「優」の評価基準を満たしたものを「優」と評価する。また、提案項目のうち、「標準未満」の評価を一つでも受けた第二次審査参加者は失格とする。

委員会は、提案項目ごとに委員の得点の平均点を算出し、合計したものを委員会の得点結果とする。ただし、この得点の計算方法により算出された得点が同点となる第二次審査参加者がいる場合、委員会は、委員が評価した下水道事業に係る改築費用の得点及び運営権者収受額の得点以外の提案項目の平均点を合計したものを委員会の参考得点結果とし、参考得点結果の優劣にしたがって順位を付ける。さらに、参考得点についても同点となった場合には、運営権者収受額の提案額の低い順に順位をつける。

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表2 得点化の方法

評価	得点
優	配点×1.0
良	配点×0.8
標準（要求水準を満たしている）	配点×0.6
標準未満	-

5.2.2 下水道事業に係る改築費用の得点の計算方法

第二次審査参加者が提案する下水道事業に係る改築費用は、募集要項に示す4個別事業ごとの提案上限額の合計額（以下「改築費用提案上限額」という。）を上回らないものとし、より低いものを評価する。具体的な計算式については、以下に示す。

$$\text{配点} \times (\text{改築費用提案上限額} - \text{改築費用提案額}) / (\text{改築費用提案上限額} - \text{改築費用基準額})$$

第二次審査参加者が提案した下水道事業に係る改築費用において、改築費用提案額が県の設定した基準額を下回る場合であっても、下水道事業に係る改築費用の得点は【5】点を上限とする。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、改築費用基準額は公表しない。

5.2.3 運営権者収受額の得点の計算方法

第二次審査参加者が提案する運営権者収受額は、募集要項に示す9個別事業ごとの提案上限額の合計額（以下「運営権者収受額の提案上限額」という。）を上回らないものとし、より低いものを評価する。具体的な計算式については、以下に示す。

$$\text{配点} \times (\text{運営権者収受額の提案上限額} - \text{運営権者収受額の提案額}) / (\text{運営権者収受額の提案上限額} - \text{運営権者収受額の基準額})$$

第二次審査参加者が提案した運営権者収受額において、運営権者収受額の提案額が県の設定した運営権者収受額の基準額を下回る場合であっても、運営権者収受額の得点は【40】点を上限とする。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、運営権者収受額の基準額は公表しない。

5.2.4 調査基準額を下回った場合における調査の実施

運営権者収受額の得点化に当たり、調査基準額を設定する。調査基準額を下回る提案を行った応募者の提案については調査を実施する。調査は、提案内容から運営権者収受額の算定根拠を確認するほか、必要に応じて追加資料（内訳書）の提出及びヒアリングを実施する。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、運営権者収受額の調査基準額は公表しない。

第6. 優先交渉権者等の選定

県は、委員会から報告を受けた得点をもとに、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者とする。

別紙1 提案項目ごとの評価基準

提案項目及び記載必須項目	評価基準			
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
1. 全体事業方針				
1-1 本事業等の全体方針				
<ul style="list-style-type: none"> 20年間にわたる3事業一体運営の全体方針 	「標準」を満たしていない。	本事業等の特性や、基本運営方針の十分な理解を踏まえ、本事業等の全体方針が明記されている。また、各提案項目と整合している。	具体的な内容が提案されており、民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
1-2 9個別事業ごとの現状分析、課題整理及び対応策				
<ul style="list-style-type: none"> 本事業等に対する現状分析、課題整理及び対応策 	「標準」を満たしていない。	分析及び課題整理が的確であり、課題を踏まえた対応方針が明記されている。また、各提案項目と整合している。	民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
2. 事業実施体制				
2-1 各構成員の役割分担及び機関設計				
<ul style="list-style-type: none"> 各構成員の果たす役割及び位置づけ、並びに出資構成 SPC組織図 	「標準」を満たしていない。	本事業等の実施のために必要と考える実績やノウハウが示されており、SPCの事業実施体制がこれを確保するに足るものとなっている。また、SPCの意思決定のプロセスが明記されており、ガバナンスの確保と意思決定の迅速化に配慮している。	効率的かつ効果的な新たな運営方法が示されており、そのために必要な新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する他項目における提案との関連が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
2-2 9個別事業の遂行能力				
<ul style="list-style-type: none"> 9個別事業の事業実施体制図 業務責任者の資格及び実績 協力会社との協業体制 	「標準」を満たしていない。	9個別事業ごとに、事業実施体制及び必要人員数が明記されており、必要な専	事業全体を俯瞰し、全体最適を目指した事業運営を行うために必要となる創意工	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。

提案項目及び記載必須項目		評価基準			
		標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
			門的能力及び資格を有する者が責任者として配置されている。協力会社に業務の一部を委託する場合は、委託業務の内容、業務の監督、指導体制が合理的である。	夫が明記されている。運転管理に従事する構成員又は協力会社が、9個別事業全てにおいて、各事業における施設処理能力を上回る運転管理業務の実績を有していることを確認できる。	
2-3 人員確保の確実性					
<ul style="list-style-type: none"> 9 個別事業の人員確保のための計画 		「標準」を満たしていない。	事業実施のための人員確保の確実性を確認できる計画となっている。事業の運営に必要な人材の確保に関する目標が設定されている。技術力の継承が適切に行われる体制が構築されている。	事業開始時点で計画どおり人員の確保が進められるよう、複数の創意工夫が明記されている。また、県職員との連携を通じた技術継承への協力に関する工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績					
施設名、事業方式、契約期間、処理能力、処理実績（日最大、日平均）、実施場所（国内、海外）、処理方式、発注者、受注者、事業への参加形態、具体的な業務内容、契約金額			募集要項 3.4.3①及び3.4.3②に記載された実績を有する。	左記の実績として、日本又は日本と同等水準以上の水質基準を有する国もしくは地域における実績を有する。	日本国内の上水道事業において、処理能力日量20万立方メートル以上の実績がある。
3. 収支計画・資金調達方法					
3-1 収支計画					
上水、工水、下水 <ul style="list-style-type: none"> 全体及び9個別事業ごとの計画財務諸表（運営権者収受額、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書） 計画財務諸表における主要な前提条件 想定されるリスクへの対応 		「標準」を満たしていない。	全体の計画財務諸表と9個別事業ごとの計画財務諸表が整合している。想定されるリスクへの対応方法（保険等）	下水の改築実施時期が平準化されるなど、財務的安定性に配慮している。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。

提案項目及び記載必須項目		評価基準			
		標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
	方法（保険等）		が明確に示されており、資金調達や改築・修繕等の施策と整合している。		
	3-2 資金調達方法				
	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達方法 資金調達の確実性 	「標準」を満たしていない。	各構成員からの出資や金融機関等からの借入等が具体的かつ十分であり、安定性や継続性を保つための資金調達方法であるか確認する。客観的に確実性が認められる。	複数の資金調達先を確保する等、資金調達の方法の安定性及び継続性を確保するための工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
4. 水質管理【検討中】					
	4-1 平時の水質管理				
	<ul style="list-style-type: none"> 上水：水質試験・検査体制（水質試験従事者の実績・資格、分析機器の管理方法、試薬の管理方法を含む）・水質監視体制（原水の水質監視、浄水場内の水質監視、受水地点の水質監視を含む） 下水：水質検査体制・水質監視体制 	「標準」を満たしていない。	要求水準を満たす水質試験・検査を実施するための体制が具体的に明記されている。要求水準を満たす水質監視を実施するための体制が具体的に明記されている。	ICT 技術等の活用、常時水質監視等水質管理を効率的かつ効果的に実施するための工夫が認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
	4-2 水質事故防止対策				
	<ul style="list-style-type: none"> 上水：台風等高濁度時の対応 水質事故時の対応（毒劇物、油、クリプトスポリジウム等） かび臭濃度増加時の対応 消毒副生成物濃度上昇時の対応 工水：台風等高濁度時の対応 水質事故時の対応（毒劇物、油等） 下水：流入水量増大時の対応 	「標準」を満たしていない。	異常時・緊急時の対応が具体的かつ有効であると認められるとともに、水質事故が発生した場合の影響を最小化するための対策が構築されている。	自らリスクを抽出し、当該リスクへの具体的かつ有効な対応策が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
5. 運転管理【検討中】					

提案項目及び記載必須項目	評価基準			
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
5-1 運転管理方針				
<ul style="list-style-type: none"> 3 事業ごとの運転管理業務及び保守点検業務に係る方針 	「標準」を満たしていない。	安全安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理に資する運転管理・保守点検方針が具体的に示されている。また、運転管理の個別施策と整合している。	質の向上及び効率化に資する創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
5-2 運転管理・保守点検の個別施策（上工水）				
<ul style="list-style-type: none"> 水処理施設の運転管理方法（夏季・冬季別）薬品の使用方法, 水量制御等 排水処理施設の運転管理方法 	「標準」を満たしていない。	季節に応じた運転管理方法が具体的に記載されている。浄水発生土の有効利用に資する処理方法であると認められる。	新技術の開発・導入, 創意工夫といったイノベーションに関する提案が明記されている。さらに、当該提案に実現性があると認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
5-3 運転管理・保守点検の個別施策（下水）				
<ul style="list-style-type: none"> 水処理施設の運転管理方法（夏季・冬季別） 汚泥処理施設の運転管理方法（点検時の対応を含む） 他流域から受け入れる汚泥の処理単価 	「標準」を満たしていない。	季節に応じた運転管理方法が具体的に記載されている。汚泥の有効利用に資する汚泥処理方法であると認められる。	新技術の開発・導入, 創意工夫といったイノベーションに関する提案が明記されている。さらに、当該提案に実現性があると認められる。他流域から受け入れる汚泥の処理単価が安価である。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
6. 改築・修繕等【検討中】				
6-1 改築・修繕方針				
<ul style="list-style-type: none"> 改築・修繕の考え方 	「標準」を満たしていない。	改築・修繕を決定する考え方が示されている。改築・修繕等の個別施策及び改築修繕計画と整合している。	ICT 技術の活用により、改築・修繕等の効率化が図られている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
6-2 改築・修繕の個別施策（上水）				

提案項目及び記載必須項目		評価基準			
		標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
<ul style="list-style-type: none"> • 主要な設備の現状評価及び課題 • 主要な設備に関する改築・修繕等の実施内容 • 改築修繕計画 		「標準」を満たしていない。	施設の現状評価及び課題抽出が、施設の経過年数以外の多面的な観点から行われており、設備ごとに更新の要否が確認できる。更新が必要と判断した設備について、高効率、省エネルギー性能向上及び環境負荷低減に配慮している。更新が不要と判断した設備について、長寿命化の方法が具体的である。	故障・停電・点検時に見込まれる業務への影響を軽減するための工夫が明記されている。LCCの低減への工夫が明記されている。施設規模の適正化に配慮している。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
6-3 改築・修繕の個別施策（工水）					
<ul style="list-style-type: none"> • 主要な設備の現状評価及び課題 • 主要な設備に関する改築・修繕等の実施内容 • 改築修繕計画 		「標準」を満たしていない。	施設の現状評価及び課題抽出が、施設の経過年数以外の多面的な観点から行われており、設備ごとに更新の要否が確認できる。更新が必要と判断した設備について、高効率、省エネルギー性能向上及び環境負荷低減に配慮している。更新が不要と判断した設備について、長寿命化の方法が具体的である。	故障・停電・点検時に見込まれる業務への影響を軽減するための工夫が明記されている。LCCの低減への工夫が明記されている。施設規模の適正化に配慮している。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
6-4 改築・修繕の個別施策（下水）					
<ul style="list-style-type: none"> • 主要な設備の現状評価及び課題 • 主要な設備に関する改 		「標準」を満たしていない。	施設の現状評価及び課題抽出が、施設の	故障・停電・点検時に見込まれる業務へ	「良」を上回る提案があった場合に、評

提案項目及び記載必須項目		評価基準			
		標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
築・修繕等の実施内容 ・ 改築修繕計画			経過年数以外の多面的な観点から行われており、設備ごとに更新の要否が確認できる。 更新が必要と判断した設備について、高効率、省エネルギー性能向上及び環境負荷低減に配慮している。 更新が不要と判断した設備について、長寿命化の方法が具体的である。	の影響を軽減するための工夫が明記されている。 LCC の低減への工夫が明記されている。 新たな汚泥処理工程に関する提案があり、義務事業と一体的に行うことによる効用が期待される。	価の対象とする。
6-5 下水道事業に係る改築費用					
・ 5.2.2 に示す計算式を基に得点化する。					
6-6 健全度評価の実施方法					
・ 健全度評価の実施頻度 ・ 健全度評価の実施方法		「標準」を満たしていない。	健全度評価の項目が適切に設定されている。 保守点検の結果を健全度評価に反映する仕組みが構築されている。 保守点検の結果を健全度評価に反映する際に、専門的な検証を行う仕組みであると認められる。	健全度評価結果を記録する情報システムが3事業一体で構築されており、県職員による利用が考慮されるとともに、情報の完全性や保守性等に配慮している。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
7. セルフモニタリング					
7-1 セルフモニタリングの体制等					
・ セルフモニタリングの方針、体制及び方法		「標準」を満たしていない。	要求水準の充足状況を確認できると認められる。	KPI の設定等、県に対する報告を、効率的に行うための工夫があると認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
7-2 情報公開等					

提案項目及び記載必須項目		評価基準			
		標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
	<ul style="list-style-type: none"> セルフモニタリング結果等の情報公開の方法及び内容 	「標準」を満たしていない。	セルフモニタリング結果等、積極的に情報公開を行うものと認められる。	情報公開の方法及び内容がわかりやすさに配慮したものである。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
8. 安全管理・保安等					
8-1 事故防止体制及び事故発生時における対応					
	<ul style="list-style-type: none"> 事故に係るリスク分析 事故防止体制 	「標準」を満たしていない。	想定される事故及びリスク分析が事業特性を反映したものである。事故防止体制が適切である。	有効な事故防止体制を継続的に確保するための工夫が認められる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
8-2 保安対策					
	<ul style="list-style-type: none"> 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安体制 	「標準」を満たしていない。	保安のための機器配置及び人員配置が不法侵入及び施設・設備の損壊等を防止するに足るものとなっている。	保安対策の成果を評価するための適切なKPIが設定されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
9. 危機管理					
9-1 災害時における対応					
	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時の対応手順・体制 大雨時の対応手順・体制 	「標準」を満たしていない。	県が作成しているBCPを踏まえた具体的な対応手順・体制が明記されている。	災害発生時における9個別事業間の連携体制が構築されている。災害発生時に民間事業者からの人的協力を得られる体制が構築されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
10. 事業継続措置					
10-1 事業継続性を確保するための対応策					
	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続性を確保するための財務面に関する施策 	「標準」を満たしていない。	事業継続性を確保するために必要な資金の考え方及び資金ショートについてのリスク対応策について、具体的に明記されている。	リスク対応策が具体的に複数明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
10-2 事業継続が困難となった場合における移行方法					

提案項目及び記載必須項目		評価基準			
		標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0
	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続が困難となった場合の移行施策及び体制 	「標準」を満たしていない。	事業継続が困難となった場合における移行方法について、適切であるか確認する。	業務の移行が円滑に行われる創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
11. 地域貢献					
11-1 地域経済に対する取組					
	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の連携・協力及び地域人材の雇用 	「標準」を満たしていない。	地元企業の本事業等の参画や、地域人材雇用について、具体的に明記されている。	本事業等における地元企業の役割や、地域人材の雇用の計画が具体的かつ定量的に明記されており、実現性及び合理性がある。地域人材の雇用に特段の配慮がみられる。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
11-2 県民等の理解醸成方針・施策					
	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動の方針・施策 イベント等に関する方針・施策 	「標準」を満たしていない。	県民等の本事業等への理解醸成に資する方針及び施策が明記されている。	県民等の本事業等への理解醸成に資する施策の内容に民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
11-3 苦情等に対する方針と施策					
	<ul style="list-style-type: none"> 苦情等への対応方針・施策 	「標準」を満たしていない。	苦情等に対して適切な対応ができる方針及び施策が明記されている。	具体的かつ定量的な提案となっており、苦情を減らすための施策が明記され、実現性がある。	「良」を上回る提案があった場合に、評価の対象とする。
12. 運営権者収受額					
12-1 運営権者収受額					
	<ul style="list-style-type: none"> 5.2.3 に示す計算式を基に得点化する。 				

【提案内容の留意点】

- 1) 提案審査書類の作成に当たっては、複数のシナリオを想定することを妨げるものではないが、各提案項目において目標値や具体的な施策を提案するに当たっては、提案審

査書類全体を通じて採用する一のシナリオを特定・明示した上で、当該採用したシナリオに基づいて記載すること。

- 2) 各提案項目において記載する施策が一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定するものである場合は、その旨を明記すること。なお、特段の条件なく実施する施策は、一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定する施策よりも、これが高く評価されることに留意すること。
- 3) 提案審査書類の得点化に当たっては、各項目の様式に記載された内容のみを評価の対象とし、他の項目に当該項目の内容を記載したとしても、二重に評価することはない。
- 4) 提案審査書類を作成する際に、各項目の記載必須項目の記載がない場合は、当該第二次審査参加者を失格とする。